

埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程

平成 17 年 2 月 18 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター規則第 7 条の規定に基づき、埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター（以下「情報メディアセンター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 情報メディアセンターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 埼玉学園大学及び川口短期大学の学生（科目等履修生及び聴講生を含む。以下「学生」という。）
- (2) 埼玉学園大学及び川口短期大学の教職員（非常勤を含む。以下「教職員」という。）
- (3) その他情報メディアセンター長が許可した者（以下「学外者」という。）

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 9 時 00 分から 21 時 00 分まで
土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の定める休日
- (3) 開学記念日(11 月 5 日)
- (4) 年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで)

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは臨時に開館又は閉館することができる。

(閲 覧)

第 5 条 利用者は、閲覧室に備付けの図書、雑誌その他の資料（以下「資料」という。）又は機器・備品等をセンター内で閲覧又は利用することができる。

2 利用者は、資料の閲覧又は機器・備品等の利用後は、これを元の位置に戻さなければならない。

(持出の禁止)

第 6 条 利用者は、資料又は機器・備品等を無断で持出してはならない。

(貸 出)

第 7 条 資料の貸出を受けようとするときは、学生は学生証、教職員は職員身分証明書を、学外者はあらかじめ利用者登録申請書に所定の事項を記入の上、利用者カードの交付を受けて、その都度これを提示しなければならない。

2 資料の貸出期間及びその冊数は次の表のとおりとする。

資料区分		教職員	学生・学外者
図 書	貸出期間	30 日	14 日
	冊 数	10 冊	5 冊

3 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、貸出期間及び冊数を変更することができる。

(転貸の禁止)

第 8 条 貸出資料は、貸出を受けた者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

(貸出等の予約)

第 9 条 利用者は、利用を希望する資料が他の利用者に貸出されている場合は、所定の手続きを経て、次の閲覧又は貸出を予約することができる。

(返 却)

第 10 条 利用者は、貸出を受けた資料を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次の各号の一つに該当する場合には貸出を受けた資料を直ちに返却しなければならない。

(1) 学生及び教職員がその身分を失ったとき

(2) 学生が休学するとき又は停学に処されたとき

3 センター長が必要と認めたときは、貸出した資料の点検又は返却を求めることができる。

(督促及び貸出の禁止)

第 11 条 センター長は、所定の貸出期間を過ぎても資料を返却しない利用者に対し、督促をすることができる。

2 前項の利用者については、資料が返却されるまでの間、新規の貸出を停止するものとする。

(禁帯出の資料)

第 12 条 センター長が指定した資料の貸出は行わない。

(文献複写)

第 13 条 利用者は、教育研究又は学習の用に供する目的とする場合に限り、資料の複写をすることができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

3 複写により当該資料に関し、著作権法上問題が生じた場合は、すべて複写した者がその責任を負うものとする。

(相互利用)

第 14 条 学生及び教職員が、教育研究又は学習のため、他大学図書館等の図書館資料の利用を希望するときは、その斡旋をセンター長に依頼することができる。

2 他大学の図書館等から情報メディアセンターの資料の利用について依頼があったときは、センター長が埼玉学園大学及び川口短期大学の教育研究又は学習の支障がないと認めた範囲内で、これに応えることができるものとする。

(参考調査)

第 15 条 利用者は、教育研究又は学習のため、参考となる情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(弁償責任)

第 16 条 利用者は、資料又は物品を故意又は重大な過失により汚損、破損又は亡失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(規程等の遵守)

第 17 条 利用者は、この規程及び情報メディアセンターの掲示事項に従わなければならない。

2 前項の規定に違反した者には、情報メディアセンターの利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。

(雑 則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、情報メディアセンターの運営及び利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 埼玉学園大学情報メディアセンター利用規程（平成 14 年 2 月 23 日制定）は廃止する。